

要綱に定める基準

介護予防通所型サービス（共通事項を除く）

人員基準・設備基準	従業者の員数 (1)、(3)のうち1人以上は常勤	(1)生活相談員	提供時間帯に勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数1以上確保	
		(2)看護職員又は介護職員	サービス毎に専従1以上（提供を通して専従する必要はないが、密接な連携を図る）	
		(3)介護職員	サービス毎に、利用者15人までは1以上、15人を超える場合は超えた5人ごとに1以上	
		(4)機能訓練指導員	1以上	
	管理者	専従常勤（管理上支障がない場合は、事業所の職務又は同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事できる）		
	設備・備品等	食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・サービス提供に必要な設備と備品等を備える	食堂・機能訓練室	それぞれ必要な広さがあり、合計面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上（食堂・機能訓練室は、同一の場所とできる）
			相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されている

通所型サービスA（共通事項を除く）

人員基準・設備基準	従事者の員数	サービス毎に、利用者15人までは1以上、15人を超える場合は超えた10人ごとに1以上
	管理者	専従（管理上支障がない場合は、事業所の職務又は同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事できる）
	設備・備品等	サービス提供に必要な広さを（3㎡×利用定員）有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備と備品等を備える

要綱に定める基準

通所型サービス共通事項（運営基準、効果的な支援に関する基準）

運営基準	利用料等の受領	法定代理受領サービスを提供した際は、利用者から利用料の一部として、第1号事業費用基準額から事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除した額の支払を受ける 法定代理受領サービスに該当しないサービスの利用料と、第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする あらかじめ利用者・家族に対し説明を行い、同意を得て、第1号事業支給費以外に、実施区域外における送迎費用、食事代、おむつ代等の費用を受けることができる
	管理者の責務	管理者は、事業所の従業者・業務の管理を一元的に行い、当該基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う
	運営規程	①事業・施設の目的・運営の方針、②従業者の職種・員数・職務内容、③営業日・営業時間、④利用定員、⑤サービスの内容・利用料等の費用の額、⑥事業の実施区域、⑦留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害時対策、⑩その他運営に関する重要事項などについて、規程を定めておく
	勤務体制の確保等	適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する
	定員の厳守	災害時のやむをえない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供を行わない
	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備しそれらを定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う
	衛生管理等	施設、設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努める 事業所において感染症が発生し又はまん延しないための必要な措置を講ずるよう努める
効果的な支援	基本取扱方針	利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行う 自ら介護の質の評価を行い、主治の医師等と連携し、常に改善を図る 特定の心身機能の改善ではなく、利用者ができる限り自立した日常生活を営めるよう、支援することを目的とする 利用者が有する能力を最大限活用することができるようなサービスの提供に努める コミュニケーションを十分に図るなど、利用者の主体的参加の働きかけに努める
	具体的取扱方針	主治医等からの情報やサービス担当者会議等により、心身の状況等の確な把握を行い、サービス計画を作成する サービス計画の内容を利用者・家族に説明し、同意を得て、利用者に計画を交付する サービス計画に基づき、日常生活を営むのに必要な支援を行うものとし、適切な介護技術を持って懇切丁寧に提供する サービスの実施状況の把握とその結果を記録し、指定介護予防支援事業者に報告する また、必要に応じて計画の変更を行う
	留意事項	サービスの提供に当たっては、アセスメントにおいて把握された課題、改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努める。 運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスの提供には、有効性が確認されている等、適切なものとする 利用者に危険が伴うような強い負荷をかけないなど、安全面に最大限配慮する
	安全体制等の確保	利用者の病状等の急変に備え、緊急マニュアル等の整備や医師等への連絡方法等を定める 転倒防止等、環境整備に努める 脈拍や血圧等を測定するなど、利用者の体調を確認し、無理のないサービスを提供する 利用者の体調変化に気を配り、病状の急変等に際し、速やかに必要な措置を講じる